

第4回 羽村市図書館協議会会議録

1 日 時	平成 26 年 7 月 23 日(水) 午後 2 時～午後 4 時
2 場 所	羽村市図書館 2 階ボランティア室
3 出席者	【会長】塚原 博 【副会長】関澤 和代 【委員】野元弘幸、磯嶋 健、若松 仁、中田 国雄、愛甲慎二、 海東朝美、石川 千寿
4 欠席者	【委員】大庭 正宏
5 議 題	(1) 図書館評価について (2) 今後の図書館分室のあり方について (3) その他
6 傍聴者	なし
7 配布資料	① 次第 ② 図書館分室のあり方について（検討） ③ 図書館法 ④ 学校図書館法 ⑤ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 ⑥ ユネスコ公共図書館宣言 ⑦ ユネスコ学校図書館宣言 ⑧ 学校図書館図書標準 ⑨ 児童福祉法

協議会

【事務局】本日はお集まりいただきましてありがとうございます。傍聴希望の方は本日はいらっしゃいませんので、会長に議事進行をお願いいたします。

【会長】それでは第4回の羽村市図書館協議会を開催したいと思います。よろしくをお願いいたします。今日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

今回、図書館から今後の図書館の分室のあり方について、基礎となる計画案をいただいておりますので、それを中心にお話していただくこととなっております。委員の皆さんも図書館を利用する中でいろいろとお気づきのこともあることと思いますし、また、各分室をご覧になっていただいていると思いますので、そういった話を含めて、このあり方について進めたいと思います。

それでは議題の二番目、図書館評価についてでございます。次第の次に2013（平成25）年度羽村市図書館が実施した図書館評価に対する意見書という資料がございます。前回の協議会でお話しいただいたことも含めて、書かせていただいております。もし誤字や事実と違うことがある場合はご指摘いただければと思います。最初に図書館評価の概観ということで、日本図書館協会が出している「図書館評価のためのチェックリスト」がございますが、これを使って行ったということと、検討事項として図書館の方から現状にそぐわない点があるとのことではございましたが、ここに書いてあるような理由と改訂版が出ないということがありましたので、同じものを使って行いました。実際には前年度と同じ評価ということで、システムの更新などいろいろありましたが同じ結果になったということで、昨年度の意見書とほぼ同じような内容になっていますが、少しわかりやすくここはこうした方がよろしいのではないかという点を書いてあります。もし皆さんで何か付け加えたいことがございましたら、お話しいただければと思います。前回の協議会でもお話がありましたけれどもそれは前の年の評価を使いましたね。

【委員】2ページの個人貸出の項目の⑥のところですが、貸出をしない資料はあるかとの項目のところ、cで貸出をしない資料があると書いてあるのですが、以下の黒丸がついているところはそれぞれ一部貸出をしているということで、いちばん右が貸出さないということで貸出をしない資料はあるのかもしれませんが、資料の種類別に見ていくと全然貸し出さないというのはないので、cで良いのかなと思います。もしかしたらaで良いのかもしれないと疑問に思いました。

【会長】これは図書館ではどのようにお考えですか。

【事務局】貸出さない資料はないということですので、cとしています。

【委員】貸出はしているわけですね。一部でも。

【事務局】そう考えるとcではないですね。一部でも貸し出しをする資料があるのでaとなるでしょうか。

【委員】一部貸出さないのですから、貸出さない資料はあるということですよ。貸出ができない資料があるということが一部貸出すとなっているので、すべて貸出すわけではないですね。

【事務局】そう考えるとcになります。

【委員】これに対してbという評価はないのですか。

【事務局】ないです。

【委員】あるかないかですか。

【事務局】そうです。そのためcを選ばざるを得ないのです。

【委員】これは大概の図書館で館内閲覧のみという図書は必ずありますよね。とするとどこもこの項目はc評価になってしまうということになるわけですね。

【会長】図書館によっては一夜貸しを行っているところもあります。一日だけで次の日に返すといったものです。つまり辞書とか事典を図書館が夜閉まっているので、朝までに返してくれればといった形でお貸ししているところもあります。

【委員】例えば、返却図書の配架作業は誰がしているかという設問ですが、現在、職員がするように促していますよね。返却本棚においてくださいと言って、職員が配架するように促していると思います。

【事務局】配架作業という部分ですが、借りた資料を利用者が自分で返しているかといったことですよね。

【会長】その通りです。

【事務局】とすれば、確かに以前は基本的には借りた資料はご自分で書架に返してくださいというのが、開館当初からのスタンスでやってきたのですが、反対にいろいろなところへ返されてしまうと二度手間になってしまいますので、今は、書架へ返される方は構わないのですが、基本的には返却棚があってそこに置いてくださいということで、あとはそこから職員が配架するように変えておりますので、そのあたりの捉え方かと思います。変わってきているということで、そのように理解していただけるのであればaという評価になると思います。

【会長】次回でよろしいですか。

【事務局】基本的には今年度に入ってからこういった形をとりました。曖昧な部分があったのですが、市民からのご意見がありましたのと、やはり二度手間になってしまうということとで職員間で話し合いをしまして、基本的に、返却を受けたら返却本棚にお戻しく下さいとご案内するようにし始めまし

た。ですので、来年度の評価の際に評価していただくということでお願いします。

【委員】雑誌は利用者が雑誌のところに返却していますよね。

【事務局】雑誌でもどの資料でも、今は返却本棚にお戻しく下さいという形で案内しています。中には、ご自分で元あった場所に返される方もいらっしゃいます。

【会長】それはいいことだと思いますね。

【事務局】いずれにせよ、今年度から始めたことでもありますので、徹底を図っていきながら、今年度中に確定をするような形で、来年度の評価で評価していただければと思います。

【会長】それでは3番目の議題に入っていきたいと思います。図書館から骨子をご説明いただきたいと思います。

【事務局】メールないしは紙ベースでお送りしておりますので、事前にお読みいただいているとは思いますが、若干、これまでの経過ということでお話しさせていただきますと、市内に小作台図書室、加美分室、富士見平分室、川崎分室と1図書室、3分室を設けております。それぞれ設置の部分につきましては資料に書いてございます通りなのですが、昨年度、平成25年度の公開型事務事業外部評価というものがございまして、その中で評価委員の評価ということで、小作台図書室とその他の3分室は分けて考える必要はあるけれども、費用対効果や建物の老朽化など色々なことを考えた時に事業効果は低いということで廃止をする方向性が良いのではないかと意見が出されました。それに基づきまして、今後、市としてどのようなことを考えていくかという部分でございまして、市の基本方針ということで2番目に書いてございます。議会の質問等でも出ておりまして、小作台図書室の移転、さらには3分室について、どのようにしていくかというところで総合的に市域全体を考えた形で計画を立てていきたいという答弁をしております。現状及び今後の社会的背景でございしますが、資料に書いてございます。図書館本館、小作台図書室、加美などそれぞれの分室の現在の状況というものをここに示してございます。川崎と富士見については鉄骨のプレハブ造りということでかなりの老朽化が進んでいる現状がございまして、貸出件数も近年かなり減少しておりますので、そのあたりも加味した形で検討していく必要があると考えております。小中学校の図書室、児童館も含めて検討の中で、一つの施設の活用というものも考えていただければということで記載しております。さらには小中学校の図書室との連携ということも色々と言われておりまして、昨年11月に図書館のシステムを入れ替えた際にも各学校とのシステムの連携を視野に入れて導入しております。連携の一つということで読書手帳を導入しまし

たが、この読書手帳につきましても 6 月の末に小中学校全校の児童生徒に配布をいたしまして、各学校図書室での活用と併せて、今後の図書館との連携、システムの連携を視野に入れた中で読書活動の推進の 1 つのツールとして読書手帳の活用をしてほしいということで導入した背景がございます。そういったことで小中学校の図書室との連携と合わせた充実も一つの検討の材料と考えております。5 番目の行動計画の案ということで記載したものでございますので、皆さんのご意見等をいただきたいということでございます。今後の計画でございますが、今年いっぱい、12 月までに今後の分室の在り方の計画を立てて、市長まで決裁を挙げて計画を立てることになっておりますので、その前に協議会委員の皆様のご意見をいただきながら、今回と次回の協議会の中でご意見をいただきながら、計画を立てていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**【会長】** それではスケジュールとしては今回と次回検討をして、一応のたたき台を出すという形でやっていきたいと思えます。もし十分に議論できない場合は臨時に協議会を開くこともありますが、現在の段階では今回ともう 1 回ということでございますので、ご協力をお願いします。

それでは、委員の方々から、これをお読みいただいてのご質問とかご意見とかございましたら、まず出していただくか、それとも項目別に進めていくかですね。項目別に意見を出していただいても全体的に意見を出していただいても良いですね。今回は皆さんに意見を色々出していただいで最終的に詰めるという形をとりたいと思えますのでいかがでしょうか。

**【委員】** 細かいことですが、案の中で「学校図書室」という表記になっていますが、今は「学校図書館」という言い方はしないと思えます。やはり学校図書館法で定められての学校図書館の存在ですから、「学校図書館」という表記がふさわしいように思えます。

**【事務局】** わかりました。

**【会長】** では特にどこの項目ということなしに委員の方々のご意見とかご感想、ご質問とかありましたら出していただくということで、進めていきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

今、学校図書館のことについてご意見がございまして、「学校図書室」と書いてありますが、学校図書館法というものもありますし、一般的には学校図書館ですね。実際は児童生徒なども図書室と言ってしまうんですけど「学校図書館」と表記した方が良いかなと私も思えます。

**【委員】** よろしいですか。答申を秋口にするわけですね。協議会名を持って案を作るということですか。協議会の意見をお伺いすることになったと書いてありますので、協議会としての名前でご答申というか計画を作るわけですか。

か。

【事務局】計画自体は協議会にというわけではなく、最終的には図書館の側で計画というものを作るのですが、図書館協議会のご意見をいただいて、それを基に計画を作るということですので、必ずしも協議会の意見と同じとなるかということとは別になります。

【委員】羽村市図書館として計画案を作るというわけですね。

【事務局】その通りです。

【委員】公開型事務事業外部評価委員会の結果は案ということですね。公開型事務事業外部評価の評価委員の方たちの意見が出されていますが、これは協議会にかけるための案なのですか。

【事務局】そうではございません。これは市の色々な見直しをする事業をピックアップした中で、市民の評価委員さんに意見をいただくという例年行っていることですが、そこに羽村市図書館の分室の在り方について取り上げられて、その評価にかかったということで、その結果がお手元の資料のような形で出ましたので、それについて、今後羽村市図書館はどのように考えていくかということを示さなければいけませんので、それを図書館協議会というものがございますので、ご意見をいただいて計画を立てると考えております。

【委員】公開型事務事業外部評価の結果は尊重して、それを前提に協議会としては討議するということですね。

【事務局】前提はそうですね。

【委員】小作と3分室の扱いは外部評価が前提なわけですね。

【事務局】その通りです。そういった評価結果をいただいておりますので。

【委員】各分室の大人と子供の利用者数は出ますか。

【事務局】前回の資料にあります。

【会長】前回の協議会のまとめはありますか。

【事務局】議事録は皆さんにお送りして、公式サイトにもアップしてあります。

【会長】前回の資料を見ますと、全体的には利用率が高いのは男性も女性も12歳から15歳くらいがピークで、女性の場合はM字型になっています。3枚目4枚目に本の使用した数がありますが、9歳までと、男性の場合は60歳ですね。女性はちょっと違って、男性と同じで9歳くらいが高いのですが、そのあと30歳台あたりが高くなりまして、そのあと40歳から50歳、60歳くらいまでが若干減ってはいますが、高くなっています。これを見ますと、子供の利用率は結構多かったということと、男性の場合は60歳台にピークがあって、利用が多いとなっています。女性の場合は30歳から60歳まで多いということが見えます。それから各分室の貸出冊数ですが、本館と似ています。

が、やはり児童の利用が多く、やはりまた 50 歳ないし 60 歳くらいのところがちょっと高くなっています。女性の場合も似ていまして、9 歳のあたりにピークがありまして、それから 30 歳あるいは 50 歳に加美分室はピークがあります。富士見平分室も大体同じで 40 歳、50 歳が高くなっていまして 9 歳までが最も高いピークにあります。女性の場合は 30 歳台から高い比率となっています。若干違いますが、似たような傾向の利用率になっています。川崎分室の場合はほとんど子供で大人は少ないです。ただし女性の場合は 30 歳台から 50 歳台が多くなっています。小作台図書室の場合はやはり 9 歳台がピークなのですが、30 歳台、40 歳台、50 歳台と利用が増えていきます。他とはまた違った形になっています。女性の場合も若干 9 歳台は低いのですが、30 歳台、40 歳台あたりにピークがありまして、50 歳台、60 歳台も子どもよりも利用が多いという形です。ですから、結局子供ですね 9 歳代から 12 歳くらいまでに集中していまして、大人の方は 60 歳台、場合によって 30、40、50 歳台に利用があるとみられるということで、逆に言うといわゆる学生、20 歳代の利用があまり多くないということがわかります。それぞれ参考にしていただければと思います。

その他にご質問やご意見があればお願いします。

**【副会長】** 分室の貸出について、分室は大体が児童書を置いているので、大人の方はリクエストによる貸出ということではないかということでしたね。

**【会長】** そうでしたね。各分室は大人の本はほぼ置いていないですね。

**【事務局】** その通りです。

**【会長】** ですが、利用は結構あるのですが、それはその分室にはないのですが予約、リクエストをすると、本館や他の分室から持ってきて借りられるという形での利用が大人はあるということですね。これは驚異的な感じがします。本がないにも関わらず、要求があって申し出をして借りるということですから結構強い大人の要望があるということです。

それでは他にございますか。字句上もしわからないところがあればそれでも結構です。

**【委員】** 分室の件ですが、分室は廃止ということで前提なわけですね。小作台図書室は別にしまして、他の 3 分室は廃止は廃止でそこはなくなるけれどもその後の考え方としては、児童館との併設や移転が、考えられるということで、廃止ということはなくなると考えてよろしいわけですね。その中の運用を改善して建て替えなどをするということではないんですね。

**【事務局】** 評価が出た中では、小作台図書室は別に他の 3 分室は老朽化など総合的に考えて廃止をすべきであろうという評価です。ただし、市民サービスを低下させない形で代替えを考えなければいけないということですから、

その部分を協議会委員の皆さんからお知恵をいただいた中から計画を立てていかななくてはならないということをご理解いただきたいのです。

【委員】物理的にはなくなるということですね。

【事務局】そういう考え方をとらざるを得ないと思います。

【委員】分室でリクエストに応じて本を本館から持ってくるという話がありましたが、リクエストは分室でもできるのですか。

【事務局】分室にもシステムは入っておりますので、検索もできます。

【副会長】受け取り館を指定してインターネットから予約して受け取ることもできます。

【会長】そこで検索するというよりはテレビなどで見たということでリクエストするのではないかと思います。図書館に来て検索というよりは、一般的には人に聞いたり新聞やテレビを見て、読んでみたいという形が多いと思いますがいかがですか。

【事務局】そうですね。ただ分室を利用されてリクエストしたり取り寄せてほしいといった方は直接分室に来られるお客様だと思いますので、インターネットを使ってリクエストする方は分室を使ってリクエストすることはないと思います。分室が近くにあって、年配の方が本館から取り寄せてほしいといった形で使われる方はいらっしゃると思います。

【委員】分室の利用者は本館に来て利用しづらい、例えば赤ちゃんや小さなお子さんを連れて来室している方も見かけますし、ご高齢の方で、本館まで行けないけれども分室を通じて本を借りたりする、利用弱者と言うと語弊があるかもしれませんが、そういった方は分室を頼りにしているわけです。分室を見ますとやはり分室が一つの居場所となっている子供たちがいます。そういう意味で分室廃止はさびしい思いがあるのですが、経済効率といいますか、非常に非効率だと思いますので、そういうところを見直していくことはどうしても今の世の中、情勢としてはあると思います。ただ、そういった方々を図書館サービスとしてどのように考えていくか、そこを踏まえてよく検討して、分室はなくなっても図書館を利用していただくための、こういったサービスができるそういうところを目標にしっかり話し合っていければと思います。例えば、川崎分室がなくなると周りに代替施設がありません。ですから、その代わりにどういった施設で対応できるのかを考えなくてはなりません。川崎分室から5分、10分の距離に福生市の分室がありますので、そちらを利用する方が増えるかもしれません。近くに顔なじみの職員がいて気安く立ち寄れる場所という意味で各分室そのような意味合いもあると思います。例えば東小学校の図書室は聞いた話によると貸出のできる校舎と別棟にあります。図書室と同じ棟にある音楽室と多目的室は市民に貸し出しをし



ています。もともとは市民に開放できるよう考えられていたという話があったのならば、そういったところを生かしていただきたいと思います。図書室だけは同じ棟で学校だけの利用になっていますので、本当にそのような話があったのならばきちんと整備をして考えていくべきだと思います。あくまでも聞いた話ですが、可能性のある場所として考えてはというところでは

**【会長】**川崎分室の近くには児童館はないのですね。

**【委員】**私も委員が言われたように今の分室を何らかの形で代替案を持ってと思います。小作台図書室と3分室を回ってきたのですが、夏休みに入ると学校の図書室は空いていないので、利用は増えると言っていました。学校は休みなので遊びにも来ますし、本を借りにもきますし、いこいの場でもありますので、そういう意味では何らかの形で残していただいたらいいなと思います。もう一つは、それができなければ他の委員の方がおっしゃったように学校図書館が夏休みに利用できるような方策をとっていただいたらよろしいのではないかと思います。それと別件ですが今の場所の近くに代替案を持っていくのか、でなければこの際ですから全く新たな羽村市の中の位置づけを、人口構成、町内会構成を含めて検討することも考えられるのかなと思います。小作台図書室については案が出ていますが、その他の分室については近くということにとらわれないで、全く新たな発想で位置づけを見直す案もあるかと思っています。もしくは今の位置が市民に認識されているので近くに設置する案もあると思いますので、両案を示してみました。

**【会長】**ありがとうございます。今、分室については分室なりの利用の要求があることがわかったので、場合によっては学校図書館がもし利用できるのであれば、市民が利用できるような形、あるいは夏休みに利用できるような形が取れないかということですね。もう一つは羽村市の全体を考えて、今ある分室の近くに代替施設を考えるという形が考えられます。あと一つは全体的に見直しをしてその中で位置づけを考えて代替で利用できる場所を決めていくという考え方があります。

**【委員】**川崎分室を見ると近くに児童館はないですし、私たちは地図を見ながら話をしていますが、外部評価の時に分室の配置や利用状況等は検討されたうえでの評価でしょうか。

**【事務局】**もちろん現状等を提示した中で委員の方に評価していただきました。

**【委員】**その時に川崎分室を廃止すると、個々の利用者の方はどうなるのだろうと心配するわけですが、そのことについては何か意見はありましたか。

**【事務局】**細かい部分の意見はありませんでしたが、当然利用が少ないという部分と老朽化という部分と維持していくという部分、様々な部分で評価の

対象になります。ただ、地域的なところでは大きくは触れられませんでした。

【委員】3分室いっぺんにということではなくて、例えば代替施設が近くに見込まれない川崎分室の場合には分室を新しくするなどして残しておくということで意見を出すことはできるわけですね。

【事務局】協議会としてご意見をお出しいただくことはもちろん可能です。ただ、川崎分室は借地で今後永久的に借りられるかどうかはわかりませんし、相続が発生したりということも考えますと、委員がおっしゃったように近くであれば東小学校の図書室をどういった形で利用できるかを検討する形もあるかと思います。学校の中の図書室ですので児童しか利用はできませんので、大人の方がそこに行ってリクエストをすることはできなくなる可能性があります。

【会長】児童館は難しいですね。目的外使用になりますね。

【事務局】そうなんです。児童福祉法の施設でありますので、もし仮に児童館を利用するということになれば、別のものとして位置づけなくてははいけませんね。例えば一階は児童館で、入り口を別に設けて二階は図書館といった形にしないと難しいですね。現状で二階に図書館を設置すると不特定多数の人が出入りすることになるので難しいです。

【委員】3分室の年間のコストはどのくらいかかっていますか。

【事務局】大雑把には川崎分室は借地ですので借地料を払っているのと、電気代等と人件費です。各分室臨時職員が3人いて、2人一組で回す形で運営しています。費用対効果の話になると、児童が一日当たりどのくらい来るかという、普通の平日であれば多くて5人くらいですね。夏休みで多くても10人から15人くらいといった状況ですね。大体どの分室も、限られたお子さんが来るといった傾向があります。

【委員】見ていると大人と子供の二つの考え方があると思います。子供の方は例えば先ほども話が出ていましたが、学校図書館をもし拡大利用ができるような道筋が立てば子供たちはそこに吸収できると思います。大人の方々にどうするかということになると思うんですが、分室をなくしてしまってケータリングサービスのようなことも考えられるのではないかと思います。例えば自宅のパソコンとか今はご高齢の方もパソコンを使われている方も多いですし、あるいはスマートフォンとかで図書館の本を検索できるという条件を整えば、本館から本をお届けしても、配達のようなことも、今の人数から行くと考えられると思います。そういった費用が3分室を運営するコストと配達する人がいるというコストがどうかという話にはなりますが。

【委員】宅配サービスもやっていますよね。登録された方が対象ですか。

【事務局】やっています。

【委員】それでもそう一日に何件も回れないかもしれませんが、今の人数を見るとできなくはないですかね。費用対効果でいうと経済的にはマイナスでしょうか。

【事務局】宅配サービスは高齢者の方や身体に障がいを持つ方へのサービスということでボランティアの方に配っていただいています、昨年度で18人の方にお届けしています。

【会長】高齢者の方は何歳からですか。

【事務局】高齢で外出が難しい方です。

【会長】分室を利用している人の中には高齢の方もいらっしゃるでしょうし、そのような方がどのくらいいて、今の宅配サービスのような形でできるのかということもあります。

【委員】宅配で利用されている方は高齢者の方などということですが、例えば新生児のいるお母さんの利用はないのですか。

【事務局】サービスをしていません。

【委員】そういったサービスもまだしていないということですか。

【事務局】今のところ考えていません。

今宅配サービスもボランティアの方をお願いしていますので、ボランティアの方も高齢化されてきていますので、なかなか無理なお願いをしづらいところもあります。

【会長】分室に行くと小さい赤ちゃんを連れてきているお母さんがいて、赤ちゃんは分室の方が見てくれたり高学年の子供が見てくれている事例があります。

【委員】分室を廃止するとそういった人たちが困りますね。もし廃止するのならばそういった方もケアできるような宅配サービスができればと思います。

【会長】学校図書館の方はいかがでしょうか。学校が解放されても利用できるのは子供だけですかね。

【委員】蔵書はほとんどが子供向けですね。大人が読んでも読めないことはありませんが。あとは一番困るのはセキュリティの問題です。どんな人がどのように出入りするか管理ができないことと、1階にある学校もあれば2階にある学校もあります。2階にある学校はなおのことですね。目が届きにくいということ。

【会長】今日は図書館法と学校図書館法の資料をご用意いただいたのですが、学校の場合は学校の授業や学習教育に関わるサービスです。第2条の最後の2行ですが、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」ということなの

で、つまり、授業とか児童生徒が授業を受けて生じた疑問を解決することが一つの中心です。もう一つ教養を育成ということで設置されています。公共図書館の場合は目的が違いまして、定義のところにあります。第2条の2行目です。「その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」ということで、そういう関係の資料を公共図書館は置きます。公共図書館は目的が広いのであらゆる分野の本を置くような形なのです。学校図書館と公共図書館では目的が違います。そうすると蔵書の内容も違って来るので、必ずしも学校図書館を使えば良いということにはならないんです。セキュリティの問題もありますからほかの学校の子供が来て良いのかという問題もあります。公共図書館であればどの学校の子供でも来ることができます。子供だから学校図書館が利用できるのかというとそうでもありません。昔からそういった議論がされていますが、公共図書館で子どもへのサービスがどんどんされていますので、今は学校図書館と公立図書館が連携して活動するといった形になっています。それぞれ活動の目的と方法があるので、そこを押さえておかないといけません。学校図書館は読書のための資料というのが一つで、もう一つ、教育課程の展開に寄与する、良い授業を作っていくための資料、授業を行う中で生徒や児童が必要な資料、学習や教育の目的に沿った資料が半分はないといけません。公共図書館の場合は教養ということになると、読書や個人的な調べものなどの情報サービスが入ってくるので、ちょっと形が違います。

今回の分室の在り方について、学校図書館と連携していくということは重要なことです。もう一つは、学校図書館をどうしていくかということがありますが、どこで所管しますか。学校教育課ですか。

【事務局】そうですね。学校の方は学校教育課になると思います。

【会長】となるとどこまで関わるができるのかということがありますね。

【事務局】それは同じ生涯学習部でありますので考えていきたいと思ひますし、学校図書館との連携というのはシステムでの連携というだけではなく、図書館が中心となって学校図書館をサポートしながら運営をしていく必要もあるかなとは考えております。今年度は学校図書館の学校司書について、法の改正により設置が義務付けられたということもありまして、羽村市においては学校司書は従来8人で10校を一日4時間週に2日という単位で運用していましたが、それを10人にして全校に設置しまして、一日4時間は変わらないのですが、週4日と拡大しています。そういった意味でも今まで以上に学校図書館の充実という部分で、連携を図っていけると考えています。

【委員】実情は時間数が増えたことは学校にとってもとても良いのですが、温度差があります。図書館と色濃くつながっている学校もあれば、全くつな

がっていない学校もあります。まだまだ学校図書館は遅れています。システムで検索できる場所もあれば従来のようにカードで行っている場所もあります。ソフト面でも学校司書がきちんと図書館活動を授業の中に取り込んで指導をして積み上げている学校もあれば、貸出のために座っているといった学校もあります。そのあたりも改革をしていかないと図書館とのつながりは厳しいところがあります。週 4 日になったこともあるので、学校司書たちが図書館に来て図書館の運営なりシステムなりを勉強して学校とつなぐノウハウを学んでほしいという希望もあります。

【委員】温度差というのは、学校間のものなのか、司書の方々の温度差ですか。

【委員】両方です。学校図書館が学習の場の中心と考えられるところと、二の次というところもあり、また、学校司書によっても考え方の違いはあります。

【事務局】委員のおっしゃるとおりでして、そこが図書館としても課題となっています。先ほど申し上げたように読書手帳もある種のテコ入れとして、システムを入れ替えた際に導入したものです。それを配布するにも温度差がありました。6月末に全校配布したのですが、すぐに活用したいと児童生徒に配布してくれるところもあれば、そのまましばらく放置しているところもあると聞きました。そういった部分でも温度差が明らかです。図書館としては校長会などでも連携を強化するためにこういうことをやりますということは伝えているのですが、思いを組んでくれないというところもあります。ですから、今回の分室の在り方でも学校図書館の利用を視野に入れていかなければいけないと思うのですが、もっと詰めていかなければいけないうまいのかと思います。システムを入れるというというのも確かに計画の一つではあるのですが、システムを入れてそれをどのように活用していくかという話も当然出てきます。導入しても貸出だけでは意味がないのもっと大きな意味での連携を考えたいと思います。図書館としては業務が増えます。学校の面倒まで見なければいけませんので。それでも市の施策として実施していかななくてはいけないという中では、図書館としてはいろいろ考えてはいるのですが、行政側と学校側教育現場とは温度差があるかなと感じています。今年から学校図書館司書の連絡会には図書館の職員も毎回出席するようにしていますし、特に緊密な形で今後連携していくようにしています。ちなみに図書館が小学校向けの授業の中では図書館見学を行っています。これは小学校 3 年生向けに図書館の見学をしてもらっています。図書館はこういうところだよ、使ってねといったところで案内をしています。それでも去年は来てもらえない学校がありました。今年はこちらから頼んできてもらうようにし

ました。次に学校お話会も行っています。委員さんの中にもボランティアで  
ご協力いただいている方もいらっしゃいますが、ボランティアの方と運営し  
ています。それから団体貸出も行っています。例えば修学旅行の時期などに  
図書館が持っている旅行先の資料などを全部そろえて、学校に届けて、終わ  
ったら回収もしています。当然調べ学習の支援も行っています。子供たちが  
課題を提示されたらそれに必要な資料を図書館で用意して、小学校向けの支  
援をしています。

【委員】例えばシステムを構築するというので、昨年度図書館システムが  
変わりました。学校図書館は10校中3校しかシステムを使える学校がありま  
せん。にもかかわらず、今年4月で新たな業者が入って小中学校の図書館  
の資料の購入や装備を請け負うことになりました。3校と違う流通業者を使  
うことで、また一步システムの導入が遠のいてしまったのではないかと危惧  
しています。せつかく図書館が色々な取り組みを考えていても業者が変わっ  
たことが気がかりなところですね。そういったところの摺合せやシステムをど  
う作っていくかというところをぜひ深めていただきたいと思います。

【会長】学校同士で学校図書館を利用する場合には、ここにも書いてありま  
すが、学校図書標準を達成しているのでしょうか。羽村市の学校の場合は。羽村  
市の小中学校10校ありますが、学校図書標準は達成していますか。

【事務局】達成しています。

【会長】「さらなる充実」とあるので気になったのですが、達成されているの  
ですね。

【事務局】達成しています。そしてさらに充実する方法を考えていくという  
ことです。

【会長】これを見ると小学校全体で7万5千冊ですね。すると1校あたり1  
万数百冊ですか。

【委員】学校の規模によりますよね。

【事務局】その通りです。児童、生徒数によって基準は違ってきますのでそ  
れで見た時には各校基準をクリアしています。

【委員】学校司書はどのように選ばれるのですか。

【事務局】学校司書の担当は図書館ではないのですが、担当課で管理運営を  
しているので、そちらで募集なり職員課に登録している方から探して面接の  
上採用しているかと思います。

【副会長】学校図書館の各校の蔵書数にばらつきがあるということで認識し  
てよろしいですか。例えばA校は多くB校は少なく、トータルとしてこれ  
だけあるということではよろしいですか。それぞれの蔵書数はばらばらとい  
うことで。

【事務局】各校の規模などで学校図書標準は決まりまして、それぞれ達成していますので問題はないです。

【副会長】それではその活用方法にばらつきがあると認識してよろしいですか。

【事務局】そのようになります。学校図書館を児童生徒にいかに関活用してもらおうかというスタンスの中では多少学校司書さんの考えの違いはあるかもしれませんが。

【副会長】分室が廃止になるということであれば、学校間のばらつきがなく、充実がきちんとされていることが前提でないとそういう判断ができないと思います。

【会長】児童館の場合は本はありますか。それなりの数が入っているのでしょうか。

【事務局】児童館は児童書だけの小さな図書室はあります。そこに古い絵本などがあります。

【委員】古いのですか。

【事務局】あまり程度の良くないものが多いです。ですので、もし児童館を代替として活用するといふとなれば、当然、それなりのテコ入れをしていかななくてはいけないのと、児童館の場所によっては地下に図書室があるところがあります。湿気が多いところなので、そういったところはどうしたら良いかということはお出してくると思います。児童館ですのでどうしても子供だけとなってきますので、親子の利用というところは施設の状況の踏まえて考えなくてははいけません。

【会長】児童館も活発にやっていたら子供たちが行って本を読んだりできますし、児童館は遊び関係の資料が中心になっていると思われるので、公共図書館から蔵書を幅広くしてとできれば良いですが、あまり動いていないとなると、どうでしょうか。児童館の職員が運営するとなると、本に対する考え方とか学校図書館と児童館職員が連携するとかを含めて、全体的に考えなくてははいけませんけど、なかなか難しいかなという印象を受けます。活用できると良いですが。

西東京市が保谷市だったころは図書館が児童館の図書室を運営するような形でやっていたのですが、今は多分、やっていないと思います。それぞれに分館ができたこともあって、目的外使用的な部分もありますので、今はやっていないと思います。連携はできると思いますが、図書館がそこに行って本の貸出をするというのはなかなか難しいと思います。何か方策があればと思いますが。保谷市の場合は児童館の職員ではなくて図書館の職員が朝行って、準備をし、午後からもう一人行って運営していました。1人ではなかなか難

しいので職員が二人で午後にやっていました。人件費やサービスの質的な内容からして良いことができるかなと思います。それが今できるのかというと、先ほどあった児童館の構造を考え直さないと難しいと思います。

【委員】先月に東児童館に子供と一緒に行って、地下にある図書室に行ってみましたが、正直残念でした。本は置いてあるだけといった状態で、地下ですしあまり空気も良くないです。もし、分室のようにするならばテコ入れといったレベルではなく、大々的に改修しなければならないと思います。

【委員】中央児童館も本が置いてある部屋は、本は置いてあります。子供たちが見ている本と見ていない本があって、分室とするならば、全面的な改修になるとおもいますし、そうなってくると、システムをどのように導入するかということも必要になってくると思うんです。持ち出しされないようなチェック機能のあるものを入れたり、本館と同じような貸出返却に必要な物を入れたりすると、それだけのコストもかかるということも試算したうえでどう展開していけるかということを考えることも必要です。西児童館は一番図書室に転用しやすい場所ではあると思うのですが、やはりシステムを入れなければ無理ですよ。

【会長】他にはいかがですか。いろいろとお話がありましたが、5の行動計画に示されているような本館についてですが、ゆとろぎとの連携はありますよね。それから「近隣自治体の動向等を見ながら、指定管理者制度の導入を検討する」とありますがこれは影響が大きいと思います。②の小作台図書室は代替施設とかいろいろと問題はあります。それから分室の話ですが児童館との関係では解決が図れないと言えますが、ほかにもいろいろと話が出ましたが。

【事務局】全くどうかはわからないのですが、もし考えられるとすれば、民間のコンビニがありますが、こういったことをやっている図書館があるかはわからないので、最新の事情をご存じなら教えていただきたいのですが、コンビニを活用して本の貸出などをやっているところはありますか。

【会長】どこでしたか、あるように聞いています。本を申し込むとコンビニに届けてくれて借りられます。

【事務局】返却と、注文しておけば借りられるということですね。今後、いかがでしょうか。

【会長】羽村にはコンビニは多いですか。

【事務局】それなりにあります。川崎分室の目の前に二つあります。例えば民間に手数料を払ったとしても可能なのかどうかということはいかがですか。今お配りしている「図書館分室のあり方」に入れていないのですが、税金のコンビニ収納などもやっていますので。



【委員】できれば画期的ですね。

【事務局】コンビニ側にメリットがないと難しいですね。

【委員】手数料の問題だけですよね。それでお客さんが来て、ついでに何か買ってくれれば。公共料金の収納も同じ理屈です。そこで来てくれれば何か買ってくれるということがあるので、そこはよいと思います。

【事務局】手数料を払っても、人件費を考えたり施設を維持することを考えればそうかなと考えているのですが。

【会長】コンビニでは相談ができないというのがあります。ニーズを聞いたりとということがあると思うので。確かに要望があるものを届けるという意味ではコンビニの活用は良いかと思いますが、全くないよりはコンビニでできた方が良いですが、できれば固定して施設があった方が市民にとっては良いと思います。本を見たり、居場所として使われますので。先ほど分室で子供が高学年になると図書館や分室にきてそこで過ごすとか、公園などは危険があったりするのでトイレなども使うということも実態としてあるということです。図書館の機能プラスαの使い方があるようなのです。分室がなくなるとそういった使い方ができるところがなくなってしまうということになるので、コンビニは便利は便利ですが、それはある程度図書館の使い方がわかっている人はそれで良いと思いますが、子供とか一般的な人などは分室があった方が良いと思います。

【委員】私もそれに賛成です。利便性を追求するとコンビニで貸出などをやれば簡単に手に入れることができますが、図書館の機能はそれだけではないと思います。学校を例にとると、子供たちが図書館に本が並んでいるから来るというのはもちろんありますが、人がそこに集います。やはり人に会うために来たり、心の癒しの場所であったり、調べたりといろいろな図書館の顔があって、地域の図書館はやっぱりコミュニティとしての機能があるべきだと思うので、人と介したり、何か講演会があったりとそういうものを機能として残していかないとちょっと危険だなと思っています。

【会長】順番にはやっていかなかったのですが、いろいろなご意見が出たと思いますので、一度まとめてみて、次回また話し合っただ意見がまとまったものを作るような形にしたいと思います。話がもう少し必要かなという感じがしないではないのですが。

【委員】諮問があれば答申という形になるのですが、どういった形で出すのですか。今回は分室のあり方になるので、きちんと意見として正式な文書としてまとめた方が良くと思います。

【委員】ばらばらの意見か統一した意見かということは。

【事務局】統一した意見としていただきたいと思います。

【会長】委員からも話がありましたが、協議会から意見書として出すのか、そうではなくて、ここで図書館から計画案として話が出たものをどういう形になるのがいいのかということ話し合うのかですね。事務局の方からは協議会の意見をいただいて、計画については図書館で作成するという形ですか。協議会としては分室の廃止ということが入っているので、重要な事項ですから、意見として文章化が必要ではないかというお話がございました。これについて、ご意見ありましたらお願いいたします。

【委員】やはり文章化は必要だと思います。それで今も話の中で出てきましたように、ただ分室の廃止ということではなく、図書館サービスを踏まえたうえで廃止をした場合どうしていくかを検討する中でこういう意見が出てきた、こういうことを今まで利用してきた方が不便を感じないように、それからサービスというだけでなくやはり図書館は一つのコミュニティの場であるということが話として出てきたので、分室はただ廃止すればよいという機関ではなく、今までこういう経緯で来て、それが発展的にどういう面を残しどのように展開していったらよいかという話を提示できたら良いのではないかと思います。

【会長】他にはいかがでしょうか。

【副会長】現実問題と理想というか望ましい姿というのが板挟みになると思うんです。文章化にしても、現実問題を踏まえなくて良いのかと、私の中では板挟みになってしまう実感があります。

【委員】廃止ということは、代替施設を作るということもしてはいけないということですね。廃止しておいて新たに近くに建物を建てたり、児童館に併設したりという案は良いのですか。

【事務局】市のスタンスとすれば、確かに無くしたものを近くに新しいものを建てられるといった時代ではないですから、費用をかけないようにしながらサービスを低下させないで代替を考えたいと思っています。ですから、児童館というものがあるのを分室化をすとか、もう少しテコ入れして使うとかそういう代替を考えたいと考えてはいけません。

【委員】運用上の代替案は良いですね。

【事務局】そういうことをご意見をいただきたいと思っています。それを計画として挙げていかなければいけないと考えています。

【委員】運用上の代替案をぜひ出してもらいたいです。

【会長】その方向性で、協議会として文章化して出すということとしたいと思っています。

【事務局】非常に難しいと思います。外部評価といった形で行政でも市民の意見を聞いて見直そうというものですから、いろいろな分野で上がってくれ

ば見直しを図る、市側としてはお墨付きをいただいた中で見直しをするという部分も当然あります。今回の分室についても、古くなってきていますし、いずれは何かしなくてはいけないというものをずっとそのままにできてきました。本来であれば、本館ができた時に分室も何らかのことをすべきだったのですが、そのままにしていたものがここまできていますので、来るべくしてきたということはありません。しかし、あるものをなくすというのは事業評価を受けたものだとしても抵抗があります。ですので、市民サービスを低下させない方向性を考える必要はありますので、協議会の意見としてまとめたものを図書館としても反映した形で計画をしたいと考えています。

**【会長】** 時間になりましたので、今日は終わりたいと思います。次回は 9 月 30 日（火）ということで、2 時からお願いいたします。

**【事務局】** 会議録の関係ですが、前回ご意見をいただきました早めに作成をして紙ベースなりメールで確認をいただいて特に訂正がなければ、協議会前に図書館ウェブサイトへアップします。今回もしております。そのような形を今後とらせていただきますので、よろしくお願いいたします。